

広島県告示第二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県尾道市山波町、同市新高山二丁目及び同市新高山三丁目地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浜田A（二八四二）	急傾斜地の崩壊	表区域の示	次	浜田A（二八四二）	急傾斜地の崩壊
浜田A（二八四二）	急傾斜地の崩壊	次	次	浜田A（二八四二）	急傾斜地の崩壊
浜田A（二八四二）	急傾斜地の崩壊	次	次	浜田A（二八四二）	急傾斜地の崩壊
越面C（二八四八）	急傾斜地の崩壊	次	次	越面C（二八四八）	急傾斜地の崩壊
越面C（二八四八）	急傾斜地の崩壊	次	次	越面C（二八四八）	急傾斜地の崩壊
倉ノ内B（二八五〇）	急傾斜地の崩壊	次	次	倉ノ内B（二八五〇）	急傾斜地の崩壊
浜田D（二八五一）	急傾斜地の崩壊	次	次	浜田D（二八五一）	急傾斜地の崩壊
浜田D（二八五一）	急傾斜地の崩壊	次	次	浜田D（二八五一）	急傾斜地の崩壊
新高山二丁目（二八五二）	急傾斜地の崩壊	次	次	新高山二丁目（二八五二）	急傾斜地の崩壊
新高山二丁目（二八五二）	急傾斜地の崩壊	次	次	新高山二丁目（二八五二）	急傾斜地の崩壊
新高山二丁目（二八五二）	急傾斜地の崩壊	次	次	新高山二丁目（二八五二）	急傾斜地の崩壊

新高山二丁目(二八五二一一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	新高山二丁目(二八五二一一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新高山D(五二九二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	新高山D(五二九二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新高山D(五二九一一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	新高山D(五二九一一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新高山D(五二九一一二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	新高山D(五二九一一二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新高山C(六五七八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	新高山C(六五七八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山波町(四九八〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	山波町(四九八〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山波町(四九八〇一一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	山波町(四九八〇一一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山波町(四九八〇一二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	山波町(四九八〇一二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浄土寺川(三一九隣)	土石流	次の図のとおり	浄土寺川(三一九隣)	土石流	次の図のとおり
浄土寺川(三一九隣a)	土石流	次の図のとおり	浄土寺川(三一九隣a)	土石流	次の図のとおり
浄土寺川(三一九隣b)	土石流	次の図のとおり	浄土寺川(三一九隣b)	土石流	次の図のとおり
浄土寺川(三一九隣c)	土石流	次の図のとおり	浄土寺川(三一九隣c)	土石流	次の図のとおり

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。